平成２８年（フ）第１３９号
沖縄県浦添市牧港１丁目６番８号１Ｆ
債務者　上原　　實
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４号
香川県坂出市西庄町1640番地八十場西団地８棟７号
債務者　松那恵美子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２５号
香川県丸亀市郡家町477番地６
債務者　小山　美香（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前９時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３０号
香川県丸亀市土器町西７丁目63番地平成ハイツ２　107号
債務者　西岡　　寿
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前９時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３１号
香川県丸亀市飯野町東二甲1388番地５フォブール・シーガルス102号
債務者　田中　智基
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３３号
香川県仲多度郡琴平町343番地北野町団地Ａ棟201号室
債務者　大西　　正
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５５号
青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山１番地505
債務者　藤原　　恵
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―307号
債務者　渡部　純也
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
茨城県水戸市渡里町1436番地の２
債務者　薬師神眞澄
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２２号
茨城県水戸市元吉田町2399番地の２
債務者　伊藤　亮一
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
茨城県かすみがうら市牛渡6721番地８
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
千葉県君津市大戸見1968番地
債務者　榎本　豊和
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３４号
千葉県木更津市太田４丁目22番13号　ファミール宮下102号
債務者　和田　　博
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４０号
千葉県木更津市桜井新町２丁目13番地８　諏訪荘　27号
債務者　松野　和雄
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９７号
川崎市中原区上小田中６丁目49番12―307号　アピアランス
債務者　柿崎　　潤
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
川崎市宮前区平５丁目４番52号　シルフィ宮前　Ｂ―101
債務者　佐々木康矩
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係